

平成29年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業を始めますⅢ

前号（広報かねやま2月号）は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用の流れについてお知らせしました。最終回となる本号では、具体的に利用できるサービスを紹介します。3ヵ月にわたり総合事業の概要をご案内してきましたが、内容についてより詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。また、役場窓口でのご説明も実施しています。

☎ 52-2111 健康福祉課医療介護係 内線268
地域包括支援センター 内線271

◎金山町の介護予防・日常生活支援総合事業

	①訪問型サービス	②通所型サービス			
	今までの訪問介護	今までの通所介護	通所型サービスA	通所型サービスB	通所型サービスC
どんなサービス？	今までの予防訪問介護と同様	今までの介護予防通所介護と同様	緩和した基準によるサービス	住民主体による支援	専門職による短期集中予防サービス
具体的には？	身体介護（食事、入浴の支援）・生活支援（掃除、洗濯）等	日常生活上の支援（健康チェック、食事、入浴）等	週1回の通いの場。運動・認知・口腔機能の向上。	週1回の集いの場。住民が主体となって運営し運動を取り入れた内容。	週1回通い、運動機能向上のための運動を行う。3ヵ月間の実施。

※上表の内容は、変更となる場合もあります。

要チェック！ よくあるお問い合わせ

問 現在、要支援2の認定を受けて、介護予防通所介護（デイサービス）を利用しています。4月1日からは利用できなくなってしまうのでしょうか？

答 利用可能です。現在、介護予防通所介護を利用されている方は、4月1日以降も今まで通りのサービスをご利用いただけます。ただし、介護が必要と判断された場合（要介護）は介護サービス、支援不要（自立）と判断された場合は、一般介護予防事業等をご利用いただくことになります。